

○関東地方整備局告示第百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年五月三十一日

関東地方整備局長 廣瀬 昌由

第1 起業者の名称 山梨県

第2 事業の種類 広域営農団地農道整備事業茅ヶ岳東部地区（山梨県甲斐市吉沢字横田地内から同市吉沢字中反地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 山梨県甲斐市吉沢字横田及び字中反地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山梨県甲斐市牛久字上桑木原地内の市道池之原1号線との接続部から同市吉沢字中島地内の主要地方道甲府昇仙峡線との接続部までの延長2,241mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「広域営農団地農道整備事業茅ヶ岳東部地区（山梨県甲斐市吉沢字横田地内から同市吉沢字中反地内まで）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号で規定する農業用道路の新設事業であり、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法第87条により山梨県が策定した都道府県営土地改良事業計画による広域営農団地農道整備事業であり、平成14年度に関東農政局長が山梨県を事業主体とする事業実施の採択を決定し、既に本件事業を開始していることなどから、起業者である山梨県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

茅ヶ岳広域農道と主要地方道甲府昇仙峡線を東西に結ぶ延長8,989mの広域営農団地農道整備事業茅ヶ岳東部地区（以下「本路線」という。）は、茅ヶ岳山麓の丘陵地帯（以下「本地域」という。）を通過する広域農道として計画されたものであり、起点の山梨県韮崎市穂坂町三ツ澤地内から同県甲斐市牛久保上桑木原地内までの区間（以下「供用済農道区間」という。）は順次供用が開始されている。

本路線起点側に位置する山梨県韮崎市は、県内でも有数の果樹栽培地帯であり、ワインの原料となる良質な醸造用ぶどうの栽培に積極的に取り組んでいる。終点側に位置する山梨県甲斐市北部では、体験農園施設を拠点とする農業体験を通じた都市住民との交流、農産物の加工や直売など地域資源を活かした取組が進められており、主要地方道甲府昇仙峡線を経た近傍地域には、御岳昇仙峡があり、来訪者に人気の高いスポットとなっている。

しかしながら、本地域の農業地帯には東西に走る基幹的農道が無く、収穫された農産物は、受益エリア内の道路を通り集出荷所や農産物直売所へと運ばれているが、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定される車道幅員5mに満たない狭隘で舗装状態の悪い路線が8割を占めるため、多大な労力と輸送時間を要しており、荷痛みや走行時の安全が損なわれている状況である。

また、本地域は、観光農園などの観光型農業が展開され、収穫時期には、県内外からの来訪者で賑わいを見せているが、本路線が未開通のため効率的なネットワークが形成されておらず、アクセス性が損なわれている。

特に、主要地方道甲府昇仙峡線の経由区間では、道路構造令に規定される車道幅

員7mに満たない狭隘区間が約6割あり、線形不良区間も存在しているため、大型バスなどのすれ違いが困難で、集落内の安全かつ円滑な自動車交通が確保出来ない状況にあり、特に夏から秋にかけての行楽シーズンは農産物の集出荷の繁忙期と重なり支障となっている。

本件事業の完成により、受益エリアから集出荷所や農産物直売所への農産物の輸送時間の短縮が図られ、荷痛みが軽減され、輸送等に際しての安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与する。また、本路線が供用済農道区間および主要地方道甲府昇仙峡線と接続することで、中央道韮崎ICや御岳昇仙峡から観光農園等農業関連施設への効率的なネットワークが形成されアクセス性が向上することにより、地域資源を最大限活用した農業振興による地域活性化が期待されるとともに、交通の分散化により、集落内の安全性向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年11月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音及び振動に関して環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等、山梨県レッドデータブックに情報不足として掲載されているニホンイタチ等、要注目種として掲載されているニホンノウサギ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）がそれぞれ確認されているが、生息環境が大きく改変されるものではないため、本件事業がこれらに及ぼす影響は小さいと予測されている。なお、ニホンイタチ、ニホンノウサギについては、本件区間供用後にロードキル発生の懸念があるとされたため、保全措置と

して、道路横断側溝や注意喚起標識等を設置することとしている。

植物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）におけるアツモリソウ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているホソバツルリンドウ等、準絶滅危惧として掲載されているカザグルマ等、山梨県レッドデータブックに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているエビラシダ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているタチヒメワラビ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアマクサシダ等、準絶滅危惧として掲載されているハカタシダ等その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されているが、遷移等の環境変化等により過去の生育地での消失が確認されていたり、また、確認された生育地は直接改変される箇所ではなく生育環境は確保されるため、本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は小さいと予測されている。

加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、既に山梨県教育委員会との協議に基づき、発掘調査等が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第3種第4級の規格に基づく2車線の農業用道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である中央ルート案、北側ルート案及び南側ルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、支障物件もなく、田畑・果樹園の取得必要面積が最も少ないため、土地利用に与える影響は最も小さいこと、事業費は最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的で

あると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、受益エリア内の道路は狭隘で舗装状態の悪い路線が相当あり、車両の円滑な通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に効率的かつ安全な交通を確保する必要があると認められる。また、甲斐市において本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山梨県甲斐市役所